

福島県アピアランスケア助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立及び補整具購入に伴う経済的負担の軽減を図るため、がん患者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表の1に定めるがん患者が、別表の2に掲げる補整具を購入した場合に、その購入に要した経費について、がん患者に対して交付するものとし、その額は別表の3により算出した額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は別表の4に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 診断書の写し、治療計画説明書の写し等、がん治療を受けたことが確認できるもの
- (2) 補整具を購入したことが確認できる領収証の原本
- (3) マイナンバーの記載がない住民票の原本、運転免許証の写し等、現住所が確認できるもの

(申請を取り下げることができる期日)

第4条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付の請求等)

第5条 補助金交付の決定の通知を受けた者は、補助金振込先の口座番号等が確認できる通帳の写しを添え、福島県アピアランスケア助成事業費補助金交付請求書（第2号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求を受理した日から、30日以内に申請者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第6条 知事は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、

補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(会計帳簿等の整理等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

別表

<p>1 がん 患者</p>	<p>以下の項目を全て満たす者 (1) がんと診断され、がん治療を受けた者又は受けている者 (2) がん治療に伴い脱毛し、又は脱毛するおそれがあり、ウィッグを必要とする者 (3) 申請時に福島県内に住所を有する者 (4) 以前に福島県でアピアランスケア助成事業により、ウィッグ購入費用の補助を受けていない者</p>	<p>以下の項目を全て満たす者 (1) がんと診断され、がん治療を受けた者又は受けている者 (2) がん治療に伴い乳房を切除し、乳房補整具を必要とする者 (3) 申請時に福島県内に住所を有する者 (4) 以前に福島県でアピアランスケア助成事業により、同一部位で乳房補整具購入費用の補助を受けていない者</p>
<p>2 補整 具</p>	<p>ウィッグ ※全頭用かつらに限り、付属品等を含まない。</p>	<p>乳房補整具（左・右） ※補整パッド又は装着型人工乳房に限り、乳房補整具の下着は含まない。</p>
<p>3 補助 額</p>	<p>上限20,000円 ※上限額未満であっても補助対象の補整具は1つ限りとする。</p>	<p>上限10,000円 ※上限額未満であっても補助対象の補整具は1つ限りとする。 ※左右両方の場合は、それぞれで上限10,000円とする。</p>
<p>4 提出 期限</p>	<p>補整具を購入した年度の3月24日まで ※郵送する場合は当日消印有効 ※持参する場合で3月24日が閉庁日の場合は、当該日以降で最も早い開庁日。</p>	